

指定介護予防短期入所生活介護 利用料金表

【別紙】

1. サービス利用料金 地区区分単価 1級地【特別区】¥11.10

○令和5年6月1日以降（1割負担）

（日額）

個室	サービス費 （10割）	利用者負担額 （3割）	滞在費	食費	利用者負担額
要支援1 446単位	4,950円	1,485円	1,171円	1,445円	4,101円
要支援2 555単位	6,160円	1,848円			4,464円

特別養護老人ホーム羽田におきましては、個室のご利用でも旧基準を経過措置で満たしており、利用料（滞在費）は多床室と同じになります。

多床室	サービス費 （10割）	利用者負担額 （3割）	滞在費	食費	利用者負担額
要支援1 446単位	4,950円	1,485円	855円	1,445円	3,785円
要支援2 555単位	6,160円	1,848円			4,148円

【その他加算】

加算名	サービス費 （10割）	利用者負担額 （3割）	該当加算○印
生活相談員配置等加算（共生型サービスの場合）	144円	44円	
生活機能向上連携加算			
（Ⅰ）個別機能訓練加算加算時	1,110円	333円	
（Ⅱ）	2,220円	666円	
個別機能訓練加算	621円	187円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,220円	666円	
若年性認知症利用者受入加算	1,332円	400円	
送迎加算（片道）	2,042円	613円	○
療養食加算（1日3食を限度に1食につき）	88円	27円	○
認知症専門ケア加算			
（Ⅰ）	33円	10円	
（Ⅱ）	44円	14円	
サービス提供体制強化加算			
（Ⅰ）イ	244円	74円	
（Ⅱ）	199円	60円	
（Ⅲ）	66円	20円	○

該当者のみ

該当者のみ

介護職員処遇改善加算		
（Ⅰ）	[介護報酬総単位数] × 8.3%	○
（Ⅱ）	[介護報酬総単位数] × 6.0%	
（Ⅲ）	[介護報酬総単位数] × 3.3%	
介護職員等特定処遇改善加算		
（Ⅰ）	[介護報酬総単位数] × 2.7%	
（Ⅱ）	[介護報酬総単位数] × 2.3%	○
介護職員等ベースアップ等支援加算		
	[介護報酬総単位数] × 1.6%	○

当該加算は、すべてのご契約者に加算され、区分支給限度基準額の算定対象外

2. キャンセル料について

ご利用をキャンセルされる場合や食事が不要となる場合は、すみやかにご連絡をお願いします。

利用前日17時までにご連絡がなかった場合は、次表のとおり食費相当額（初日分）がキャンセル料としてかかります。

連絡日時 負担限度額認定区分	利用前日17時まで	利用前日17時～、 ご連絡がなかった場合
第1段階	0円	300円
第2段階		600円
第3段階①		1,000円
第3段階②		1,300円
第4段階		1,445円

※滞在費と食費について負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額とします。

※朝食：300円、昼食：663円、夕食：482円

3. 介護保険給付対象外サービスの費用

日常生活上必要とされる諸費用	実費
クラブ活動費	実費
理美容費	1回 1500円
複写物の交付	1枚 10円
行政手続きの代行	実費（例：住民票300円など）
電気代	
TV	1日 100円
その他1台	1日 100円
※その他についてはご相談ください	

4. 滞在費、食費の負担額（日額）

世帯全員が市町村民税非課税の方や、生活保護を受けている方の場合、施設利用の滞在費・食費の負担が軽減されます。

段 階 区 分			滞 在 費		食 費	
所 得 区 分		利用料負担段階	個 室	多床室		
市 町 村 民 税	世 帯 課 税 者		第4段階	1,171円	855円	1,445円
	世帯 非課税 者	本人および世帯全員が特別区民税非課税であって、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額を足した金額が120万円超で、かつ、預貯金等の資産が500万円以下、（夫婦の場合は1,500万円以下）の人	第3段階②	820円	370円	1,300円
		本人および世帯全員が特別区民税非課税であって、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額を足した金額が80万円超120万円以下で、かつ、預貯金等の資産が550万円以下、（夫婦の場合は1,550万円以下）の人	第3段階①	820円	370円	1,000円
		本人および世帯全員が特別区民税非課税であって、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額を足した金額が80万円以下で、かつ、預貯金等の資産が650万円以下（夫婦の場合は1,650万円以下）の人	第2段階	420円	370円	600円
		生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者又は本人及び世帯全員が特別区民税非課税であって、老齢福祉年金受給者の人	第1段階	320円	0円	300円